

～「一人ひとりが尊重され、誰もが持てる力を発揮し、生き生きと活躍できる社会」を目指して～

平成30年度 人権啓発活動協働推進事業の 企画を募集します！（募集要項）

～ 法務省人権ユニバーサル事業を一部含む。～

同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者、障がいのある人を巡る問題など、我々の社会には人権に関する課題が多く存在しています。これらの課題を克服し、「一人ひとりが尊重され、誰もが持てる力を発揮し、生き生きと活躍できる社会」を築くためには、行政だけでなく広く様々な組織・団体が活発に継続して人権啓発を推進することが必要となります。

そこで、豊富な専門知識やノウハウ・ネットワークを有する団体の皆様から、次の人権課題に関する企画を募集し、宮崎県人権啓発推進協議会（以下「協議会」という。）と協働で取組を実施していただきます。

外国人に関する人権課題

障がいのある人に関する人権課題

性的少数者に関する人権課題

から まで以外の人権課題全般

（～ に関する企画を3件程度、～ に関する企画を1件程度採択予定です。）

【主なポイント】

『外国人に関する人権課題』、『障がいのある人に関する人権課題』、『性的少数者に関する人権課題』、『その他の人権課題全般』に関する企画を募集します。

【企画の例】

講演会、シンポジウム、ワークショップなどの開催

県内を拠点として、人権に関する活動に取り組む（又は、取り組もうとする）
団体（NPO等の民間団体又は企業等）であれば応募できます。

事業の実施時期は、次のとおりです。

ア 8月中（人権啓発強調月間）

イ 平成31年2月15日（金）までの間（8月を除く。）

（アの期間に実施する企画を2件程度、イの期間に実施する企画を2件程度採択予定）

企画が採択された場合、当該企画を実施するための業務を応募者に委託し、
委託費50万円を上限に、概算払でお支払いします。

【詳しい内容を知りたい方へ】

この募集要項の1～5ページをご覧ください。

また、次のとおり公募説明会を開催しますので、ぜひ御出席ください。

公 募 説 明 会

日時：3月28日【水】 午後3時から午後4時30まで

場所：宮崎県人権啓発センター研修室〔県庁8号館6F 人権同和対策課内〕

準備の都合がありますので、出席される方は、12ページの『出席連絡票【様式】』により、3月27日【火】までに、郵送、FAX又は電子メールで御連絡ください。

【応募したい方へ】 4月27日【金】までにご応募ください！

応募方法など、詳しくはこの募集要項をご覧ください。

～ 宮崎県人権啓発推進協議会 ～

1 募集する企画

次に掲げる要件を満たす企画とします。

- (1) 『外国人に関する人権課題』、『障がいのある人に関する人権課題』、『性的少数者に関する人権課題』、その他の『人権課題全般』についての人権啓発に関する取組であること。
- (2) 県内で実施するものであること。
- (3) 参加無料（参加に当たって料金を徴しないもの）であること。
- (4) 特定の団体のためにする取組ではないこと。
- (5) 平成31年2月15日【金】までに事業の全て（成果報告までを含みます。）を完了できるものであること。

2 応募資格

次の項目に該当する団体（公益法人、NPO法人等の民間団体、企業等）。

- (1) 県内で人権に関する活動に取り組む（又は取り組もうとする）団体であること。
- (2) 県内にその事務所又はこれに相当する拠点を有していること。
- (3) 当該団体が、宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと。また、団体の代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 納税義務のある団体については、県税に未納がないこと。

3 委託料について

企画が選定された場合、企画を本事業として実施するための業務を委託し、そのための経費（委託料）として、1件当たり50万円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限としてお支払いします。

委託料としてお支払いする対象経費は、企画実施のために直接必要となる経費〔事業費〕のほか、間接的に必要となる経費についても、下記の条件を満たせば一般管理費として、これに含めることができます。

(1) 事業費〔直接必要となる経費〕

対象経費となる科目とその用途の例は、次のとおりです。

ア) 報償費・・・講師等（応募団体に所属するスタッフ、学生、公務員は除く）への謝金

講師が、大学教授や会社員（団体職員を含む。）等研修・講演・楽器演奏等を業としている者以外の場合、職位、階層、勤続年数等で時間単価が決まります。（表のとおり。）

また、支払対象とする時間も講演会は2時間以内、シンポジウムは4時間以内となります。

講師が、研修・講演・楽器演奏等を業とする者の場合、対象者の肩書、知名度、講演会・研修等の規模等を考慮するとともに、極力低額になるよう努めることとし、1事業当たり20万円以内の範囲内で認められます。

「講師等の事前打合せに係る謝金」や「資料作成における執筆謝金」は、対象外です。

募集チラシに、手話通訳、要約筆記、車いす席等が必要な場合には事前に連絡してもらおう旨記載する等することとし、対応が必要な場合には予算内で御対応いただきますようお願いいたします。

【表】

大学の職位	区 分		時間単価	
	大学の職位にある者の平均勤続年数	会社員 (団体職員を含む)		
大学学長級	17年以上	会長、社長、 役員級	11,300円	
大学副学長級			9,700円	
大学学部長級			8,700円	
大学教授級1	12年以上	工場長級	7,900円	
大学教授級2			7,000円	
大学准教授級			6,100円	
大学講師級	12年未満	課長代理級	5,100円	
大学助教、助手級			係長・主任級	4,600円
大学助手級以下1			係員1	3,600円
大学助手級以下2			係員2	2,600円
大学助手級以下3			係員3	1,600円

大学の職位にある者又は会社員（団体職員を含む）以外の個人については、職位や階層の一般的な定義がないため、依頼内容の分野における経験年数を考慮し、大学の職位にある者の平均勤続年数を参考として、時間単価を選択する。

イ) 旅 費・・・講師の交通費

「講師等との事前打合せに係る旅費」は、対象外となります。

ウ) 使用・賃借料・・・会場や音響・照明機材、その他機械・器具等に係る借上げ料

エ) 需用費・・・以下の【参考】を参照してください。

オ) 役務費・・・以下の【参考】を参照してください。

なお、対象経費については、個別に判断させていただきますので、事前にお問い合わせください。

【参考】対象経費として支出が認められない経費について

以下の経費は、国の取扱い上、事業費としての支出が認められませんので、注意してください。

- (a) 食糧費
- (b) 各種保険料
- (c) 備品購入費
- (d) コピー機使用料

ただし、本事業で実施する講演会・研修会等のパンフレットや資料作成のために印刷を行う場合で、「使用料金単価」及び「印刷枚数の明細」を証拠書類として収支簿に添付することができる場合に限り、支出しても差し支えありません。

- (e) 事務経費〔例：職員旅費、電話代、電気代 等〕

ただし、ポスター等の特殊な資料作成に係るトナー代や、資料作成の成果物に係る梱包料・送料については、必要最小限であることを証明することができるものに限り、例外として支出して差し支えありません。

その際には、「作成部数」、「発送部数の疎明資料」、「配送伝票」などを証拠書類として、添付する必要があります。

- (f) 講師等に対する事前打合せ等の経費〔例：諸謝金、旅費 等〕
- (g) 資料作成における執筆謝金
- (h) イベント開催等に伴う臨時的な人件費

(2) 一般管理費〔間接的に必要となる経費〕

事業費の10%以内とします。

4 応募方法

企画応募書（様式、7～8ページに記載）を作成し、次により応募してください。

(1) 応募に必要な書類

ア) 企画応募書【様式】 9～10ページの記入例を参考にしてください。

イ) 団体に関する申出書【様式】

ウ) 添付書類

(a) 企画の内容に関する参考資料

(講師、出演者、上映・上演する作品等のプロフィール、過去の同種企画の実績等)

(b) 定款、規約、会則又はこれに相当するもの

(c) 団体の役員名簿又はこれに相当するもの

企画審査の必要上、上記以外の資料の追加提出を依頼する場合があります。

(2) 応募書類の提出方法・提出先

ア) 提出方法

郵送又は持参

イ) 提出先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 県庁8号館 6F

宮崎県人権啓発推進協議会（事務局：宮崎県総合政策部 人権同和对策課）

TEL：(0985) 32-4469、FAX：(0985) 32-4454

(3) 応募期限

平成30年4月27日【金】 午後5時【必着】

5 企画の審査、選定・採択

(1) 審査、選定・採択の方法

書面による一次審査と書面及びプレゼンテーションによる二次審査を行い、本事業の予算の範囲内で、本事業として実施する企画を選定し、採択します。

なお、審査の結果、選定された企画を採択するにあたり、企画の実施に伴う委託料を応募者が提出した企画応募書の支出経費見込額より減額して提示し、その額で企画を実施するための業務を受託する意図があるかどうかを確認させていただく場合があります。

(2) 審査項目

応募のあった企画に対し、審査を行う項目は次のとおりです。

企 画	a) テーマ・内容への関心喚起	・実施しようとする企画のテーマや内容に県民の関心が喚起されることが期待されるか。
	b) 内容への共感、行動への動機付け	・参加した県民が実施した企画の内容に共感し、そして身近にある人権問題の解決に向け、行動するきっかけとなることが期待されるか。
団体の特色	・企画の実施にあたり、団体が持つ特色（専門性、ネットワーク等）を生かすことで、協議会が単独で実施する場合と比べ、事業効果が高まることが期待されるか。	
実施の確実性	・提案した企画の確実な実施が見込まれるものであるか。	
実施後における自主的・自発的な人権啓発活動	・これまで人権啓発活動に取り組んでいなかった団体にとっては、新たな人権啓発の実施主体として自主的・自発的な活動を行うことが期待されるか。 ・既に、人権啓発活動に取り組んでいる団体にとっては、実施後も人権啓発の実施主体として、自主的・自発的な活動を更に展開していくことが期待されるか。	

(3) 審査結果の通知

一次審査及び二次審査の結果について、それぞれ文書(郵送又は電子メール)により、各応募者へ通知します。

6 実施にあたっての事前確認

企画が採択された団体(以下「採択団体」と表記します。)は、企画を実施するにあたり、以下の事項について、協議会との間で事前確認を行います。

(1) 事業の目標

(2) 事業の具体的な内容と目標との整合性

(3) 採択団体に委託する業務の仕様

(4) 事業の実施に関わる業務(上記(3)以外)の役割分担

(5) 業務計画・スケジュール など

7 業務の委託に関する手続

(1) 見積書の提出

前記6-(3)で事前確認した業務の仕様に基づき、協議会が別に定める書式により、業務に要する費用の見積書を協議会へ提出してください。

(2) 業務委託契約の締結

業務の仕様及び上記(1)で採択団体から提出のあった見積書の見積額に基づき、協議会と採択団体(以下「受託者」と表記します。)との間で業務委託契約を締結します。

(3) 請求書の提出・委託料の支払い

契約締結後、協議会が別に定める書式により、委託料の請求書を提出してください。請求のあった日から起算して30日以内に、概算払で委託料を支払います。

8 事業の実施

業務委託契約に基づいて委託業務を行っていただくとともに、前記6-(4)で確認した役割分担に基づき、協議会と協力・協調しながら、事業を進めていただきます。

9 事業完了後の成果報告等

(1) 成果報告

事業完了後、次により成果報告書類を提出していただきます。

ア) 提出する成果報告書類

完了報告書(県が別に定める書式による)

収支精算書(県が別に定める書式による)

添付書類

a) 事業の実施状況が確認できる写真及び作成した印刷物【2部】

b) 支出した委託料の対象経費についての証拠書類(領収書等)の写し

c) アンケート用紙(イベント等の参加者から回収したもの)

イ) 提出期限

次のうちいずれか早い方の期日とします。

(a) 事業を完了した日から起算して30日を経過した日

(b) 平成31年2月15日【金】

(2) 委託料の確定・精算

提出のあった成果報告書類を受け、協議会が委託料を確定した結果、委託料の過払いが

生じている場合は、協議会に返還する必要があります。

なお、本事業費には国費が含まれるため、過払いが判明した場合には、国に対しても返還する場合があります。

(3) 事業成果の評価等

平成31年2月28日【木】までに協議会との意見交換等を行い、協議会とともに事業成果の評価や改善点の有無等の点検を行っていただきます。

10 その他

(1) 事業成果については、宮崎県人権啓発センターだより「じんけんの風」及び宮崎県人権ホームページへの掲載等、様々な方法で県民に広く紹介する予定です。その際、原稿作成等の御協力をお願いする場合があります。

(2) 採択された企画については、県又は協議会が、そのままの形で、又は一部変更して人権啓発事業等に活用する場合があります。

(3) (2)の場合を含め、採択された企画の応募者は、著作権料及び企画の考案に要した費用を県又は協議会のいずれに対しても請求できないものとします。

(4) 企画の応募申込や二次審査への出席などに要する経費につきましては、応募者の負担となりますので、あらかじめ御了承ください。

11 企画募集、審査・選定、事業実施の流れ

公募説明会（3月28日【水】）

企画の募集（締切：4月27日【金】）

企画の審査、選定・採択

一次審査〔書面による審査〕

二次審査〔書面及びプレゼンテーションによる審査・選定〕

企画の採択

5月中

実施にあたっての事前確認

見積書の提出・県と委託契約締結

請求書の提出・委託料の支払〔概算払〕

6月中

事業の実施

成果報告書類の提出

〔事業が完了した日の30日後、又は平成31年
2月15日【金】のいずれか早い方の期日まで〕

委託料の額の確定・精算

事業成果の評価等・紹介

【様式】(応募書式 1 枚目)

年 月 日

平成30年度 人権啓発活動協働推進事業 企画応募書

宮崎県人権啓発推進協議会会長 殿
〔応募者〕

記入項目	記入欄
事務所の所在地	〒
団体名	(フリガナ) 印
代表者 職氏名 代表者印	(フリガナ) 印
担当者氏名	
電話番号・FAX番号	-----
電子メールアドレス	

人権啓発活動協働推進事業の企画を次のとおり応募します。

採択された場合は、平成31年2月15日【金】までに完了し、完了した日の30日後、又は平成31年2月15日【金】のいずれか早い方の期日までに所定の成果報告書類を協議会に提出します。

1 企画の概要

名称		取組む	
		人権課題	
目的			
対象者			
時期			
場所			

(応募書式 2 枚目)

(「1 企画の概要」の続き)

内 容	(具体的に記載してください。)
-----	-----------------

2 支出経費見込

項 目	金 額 (円)	備 考
計		

3 添付書類

名 称	
-----	--

募集要項で提出をお願いしている添付書類は次のとおりです。

団体に関する申出書【様式】

企画の内容に関する参考資料

(講師、出演者、上映・上演する作品等のプロフィール、過去に同種企画を実施した実績等)

定款、規約、会則又はこれに相当するもの

団体の役員名簿又はこれに相当するもの

なお、審査の必要上、上記以外の資料の追加提出をお願いする場合があります。

【応募書類の提出先】

宮崎県人権啓発推進協議会

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1 県庁8号館6階

電話：0985-32-4469、FAX：0985-32-4454

平成30年度 人権啓発活動協働推進事業 企画応募書

宮崎県人権啓発推進協議会会長 殿

〔応募者〕

記 入 項 目	記 入 欄
事務所の所在地	〒 . * * * 市 2 丁目 -
団 体 名	(フリガ) トクテイヒエイリ カツドウホウジ 特定非営利活動法人 印
代表者 職氏名 代表者印	(フリガ) 理事長 印
担当者氏名	
電話番号・FAX番号	- - - -
電子メールアドレス	@ # # # # . * * . j p

人権啓発活動協働推進事業の企画を次のとおり応募します。

採択された場合は、平成31年2月15日【金】までに完了し、完了した日の30日後、又は平成31年2月15日【金】のいずれか早い方の期日までに所定の成果報告書類を協議会に提出します。

1 企画の概要

名称	障がいのある人の人権を考えるシンポジウム	取 組 む 人権課題	障がいのある人に 関する人権課題
目的	平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行されたが、障がいのある人への社会的な支援や問題意識等は未だ乏しい状況である。そのため、障がいのある人が不快な思いをすることや差別等がない社会を実現するため、県民に障がいへの理解を深めるとともに、人権について考える契機を提供する。		
対象者	県民全般		
時期	平成30年8月 日 人権啓発強調月間中に開催。		
場所	* * * 市民会館 ホール		

(応募書式 2枚目)

(「1 企画の概要」の続き)

内 容	<p>(具体的に記載してください。)</p> <p>講演：障害者差別解消法について(13:30~14:20) 障害者差別解消について、実情等を踏まえた著作物を数多く出版されている 氏に、本法について解説してもらい、注意すべき事項や課題等について、県民向けに分かりやすい内容で講演を行う。</p> <p>発表：当事者からの意見(14:30~15:00) 障がいをもつ当事者【3名】から、現在感じていることや問題点等を障がい者の視点から、率直に意見や提言等を述べてもらう。</p> <p>パネルディスカッション(15:10~16:00) 講師、当事者、支援団体代表、福祉関係者等がパネラーとなり、障がいの有無に関係なく誰もがお互いの人権を尊重し合う社会の実現のための施策や提言などのテーマに則して、パネルディスカッションを実施する。</p>
-----	--

2 支出経費見込

項 目	金額(円)	備 考
講師謝金	,	大学教授
出演者謝金	,	***** @ 円 x 名
手話通訳謝金	,	@ 円 x h x 名
旅費(講師)	,	講師 円
旅費(手話通訳)	,	手話通訳 円 x 名
使用賃借料(会場費・音響機器費)	,	会場 円、音響機器 円
一般管理費	,	
計	,	

3 添付書類

名 称	<ul style="list-style-type: none">・団体に関する申出書【様式】・障がいのある人の人権を考えるシンポジウムの実施計画(案)・平成30年度総会資料、団体規約・役員名簿
-----	---

募集要項で提出をお願いしている添付書類は次のとおりです。

団体に関する申出書【様式】

企画の内容に関する参考資料

(講師、出演者、上映・上演する作品等のプロフィール、過去に同種企画を実施した実績等)

定款、規約、会則又はこれに相当するもの

団体の役員名簿又はこれに相当するもの

なお、審査の必要上、上記以外の資料の追加提出をお願いする場合があります。

【応募書類の提出先】

宮崎県人権啓発推進協議会

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1 県庁8号館6階

電話：0985-32-4469、FAX：0985-32-4454

団体に関する申出書

団体名

代表者名

印

当団体は、下記のいずれの事項にも該当することを申し出ます。

記

- 1 当団体は、宮崎県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団でないこと。
また、当団体の代表者及び役員は、同条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。
- 2 当団体は、県税に未納がないこと。

この申出書の内容と異なる実態がある場合には、委託契約を解除し、すでに支払った委託料を返還させることがあります。

【様式】

宮崎県人権同和対策課 啓発担当 行

[FAX番号：0985-32-4454]

平成30年度 人権啓発活動協働推進事業
公募説明会

出席連絡票

平成30年 月 日

団体名 代表者名		
電話番号		
FAX番号		
電子メールアドレス		
担当者名		
出席者名		
障がい等により 配慮してほしい事	いずれかに つ けてください。	有の場合は、その内容を記載してください。
	有・無	

座席数に限りがありますので、出席者は2名までにしてください。
個人情報につきましては、本事業の実施に関する事以外には利用しません。



宮崎県人権啓発シンボルマーク

宮崎県のイニシャルの「M」を使い、人権の基本テーマである「ハート(心)」「人」「和」「花」などを合わせて、住みよい宮崎づくりを表したものです。